

- ① 令和2年特（わ）第858号 令和2年3月31日公訴提起
② 令和2年特（わ）第1327号 令和2年6月15日公訴提起
被告人 相 嶋 静 夫

保 釈 請 求 書

令和2年9月29日

東京地方裁判所 刑事14部 御中

被 告 人 相 嶋 静 夫

弁 護 人 高 田 剛



弁 護 人 鄭 一 志



弁 護 人 河 村 尚



弁 護 人 瀬 川 慶



弁 護 人 小 林 貴 樹



上記被告人は、頭書2件の被告事件（以下、令和2年（特わ）第858号を「先行事件」、令和2年（特わ）第1327号を「後行事件」、両事件を合わせて「本件各被告事件」という。）につき勾留されているものであるが、下記のとおり本件

各被告事件について保釈を請求する。

第1 職権による保釈がなされるべきであること。

1 はじめに

被告人は、以下のとおり体調が急激に悪化しており、下記第2記載のとおり、罪証隠滅の恐れが極めて小さいこと及び下記第3記載のとおりの保釈条件を付すことを踏まえれば、職権による保釈（同法第90条）が早急に認められるべきである。

2 被告人の体調が現に著しく悪化していること

- (1) 被告人は71歳と高齢である上、平成17年頃から高血圧を、平成20年頃から糖尿病及び不整脈を患っており、月1回の頻度で通院を続けていたほか、降圧剤及び糖尿病用の内服薬等の薬の服用を続けていた。また、被告人は、約15年前に右大腿部の脂肪肉腫（癌の一種）を発症し、右大腿部の脂肪組織を筋肉ごと切除しており、現在も右大腿部の痛み、筋力低下及び右膝の可動域の制限が残っているとともに足腰が弱っており、歩行にも支障を来している。

このように被告人には複数の既往症があるため、令和2年（以下、特段の表記のない場合は同年とする。）3月11日に逮捕されて以降、長期間身柄を拘束されていることによる体調の悪化が強く懸念されており、弁護人は、これまでに行った保釈請求でも常にこの点を指摘していた。

- (2) このような中、9月23日、被告人は強いめまいがするようになるとともに、視野が暗く狭くなる症状を発症した。同月25日には更に症状が悪化し、声を出すのも辛い状態となったため、東京拘置所に常駐する医師の診察を受けたところ、あまりに顔色が悪かったため、すぐに400ccの輸血を受けることとなった（別紙10）。

医師によると、貧血の症状が出ていること、便が黒く、排便後に肛門を拭くと血がついていること等から、腸内での出血が疑われるとのことであった。

- (3) その後、採血及び検便が実施され調査が行われているが、未だ原因は不明であ

る。

現在、被告人は極力安静にしているものの、腸内出血が疑われること及び出血があるとしてその原因が不明であることからすると、いつ更なる症状の悪化が生じても不思議ではない。

被告人は71歳と高齢である上、上記のとおり複数の既往症があることに鑑みると、長期間の身体拘束によって被告人の生命が脅かされる現実的な危険が生じているものといわざるを得ない。

- (4) 以上のとおり、6ヶ月間以上にもわたる身体拘束により被告人の心身は既に限界を超えており、現に著しく体調が悪化して輸血されるに至っている。

これ以上の勾留は被告人の生命にいよいよ危険を及ぼすものであり、今後も勾留を継続することなど絶対に認められてはならない。

検察官から「勾留場所において医療が提供されている」「現時点で被告人の容態が重篤化してはいない」との反論があるかもしれないが、身体拘束によって被告人の健康状態が現実には悪化していることは既述のとおりであり、もはや身体拘束下において被告人の体調悪化を止められないことは明らかである。

よって、直ちに被告人を身体拘束による心身の負担から解放するとともに、被告人の既往症を熟知している主治医による診察を受けさせること等により、これ以上の症状の重篤化を食い止めることが急務であって、速やかに保釈が認められるべきである。

第2 罪証隠滅の恐れがないこと

1 はじめに

本件は、被告人が顧問を務めていた大川原化工機株式会社（以下「被告会社」という。）において、被告人及び相被告人（大川原正明、島田順司）の3名が、共謀の上、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）上その輸出に許可が必要となる要件（以下「本件要件」という。）に該当する性能の噴霧乾燥器を、無許可で輸出したことを公訴事実とするものである。

被告人らは全員、被告会社が本件において問題となる噴霧乾燥器（以下「本件噴霧乾燥器」という。）を無許可輸出した事実自体は争っていない。被告人らは、任意捜査の段階から一貫して、本件噴霧乾燥器は客観的に本件要件に該当しないため輸出許可は不要であると主張して、犯罪の成立を争っているものである。

このように本件は、本件噴霧乾燥器が外為法上の規制要件を満たすだけの性能を客観的に有しているのか否かが最大の争点の事件である。

2 従前の裁判所の判断について

- (1) 裁判所は、6月23日付けの保釈請求却下に係る弁護人からの準抗告申立てに対して、「弁護人からは求釈明書において概括的な争点の主張がされるにとどまり、証拠意見も述べられておらず、今後争点及び証拠の整理が行われるという公判前整理手続の進捗状況に照らすと、共犯者や関係者への働きかけなどによる罪証隠滅のおそれがあり、刑訴法89条4項に該当する事由が認められる。」として、争点及び証拠の未整理を主な理由に準抗告の棄却決定を行っていた（別紙1-1）。

しかし、当該決定後、弁護人は、8月14日付けで「予定主張記載書面」（別紙2）及び「証拠意見書」（別紙3）を裁判所及び検察官に提出しており、これにより、裁判所が保釈のための課題とした本件における争点及び証拠はすでに明らかとなっている。

そのため、上記決定において言及されている罪証隠滅のおそれの根拠は、もはや存在しない。

- (2) また、裁判所は、同年8月31日付けの保釈請求却下に係る弁護人からの準抗告申立てに対して、「立証構造、見込まれる証人と被告人らの関係等に照らすと、被告人が、罪体や重要な情状事実に関し、共犯者や関係者に働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足る理由が有り、刑訴法89条4項に該当する事由があると認められる。」として、相被告人及び関係者への働きかけを

主な理由に準抗告の棄却決定を行っていた（別紙１－２）。

しかし、以下のとおり、本件各被告事件の立証構造や証拠関係からすると、相被告人や関係者に働きかけるおそれは、およそ現実的なものとは言えない。

なお、経済産業省の職員その他の被告会社従業員以外の事件関係者については、被告人はこれらの者の所在を知る由もなく接触する可能性はそもそも皆無であるし、常識的に考えて偶然に顔を合わせることもあり得ない。また、被告会社外の関係者には、被告人からの口裏合わせに応じる理由もない。

3 本件における主要な争点

本件の争点は、形式的に見れば、法令解釈及び本件噴霧乾燥器の性能と、被告人らの故意及び共謀である。

しかしながら、上述のとおり、被告人は一貫して客観的構成要件該当性がないと主張しているものであり、この点が最も中心的な争点となる。特に故意については、予定主張記載書面からも明らかなように、被告人らはいずれも、許可を取らずに輸出することの認識や本件噴霧乾燥器の性能に対する事実認識を争うものではない。そして、共謀についても、事実と異なる謀議行為の過程こそ争うものの、最終的に被告人らにおいて許可が不要である旨の認識が一致していたことは争っていない。

このように、本件の最大の争点は、本件要件の解釈含む客観的構成要件該当性であり、この点が最も中心的な争点となる。

4 本件噴霧乾燥器の客観的性能に関して罪証隠滅があり得ないこと

本件において、客観的構成要件該当性、すなわち本件噴霧乾燥器の客観的性能についての罪証隠滅はあり得ない。

本件噴霧乾燥器の客観的性能は、本件噴霧乾燥器と同型の機器を用いた実験等で客観的に明らかとなるものである。現に、本件噴霧乾燥器の性能について、捜査機関は実験等による証拠収集を行っており、検察官もかかる証拠による立証を

予定している（別紙４－１（甲８及び甲９参照）、別紙４－２（甲４３参照））。

この点について被告人が相被告人や被告会社の従業員その他の関係者に対して働きかけることは全く実効性がない。なぜなら、被告人らや被告会社従業員らが何と言おうが、実験等により明らかになる、機械の性能という客観的事実を曲げることは不可能だからである。

よって、本件噴霧乾燥器の客観的性能に関する罪証隠滅の可能性は皆無である。

５ 故意ないし共謀に関しても罪証隠滅のおそれがあるとは言えないこと。

(1) 罪証隠滅行為に及ぶ必要性・実効性がないこと

既述のとおり、本件の最も重要な争点は客観的構成要件該当性であり、これらは実験結果や製品資料によって自ずと明らかになるのであるから、この点で本件は、被告人が証人予定者に働きかけて審理に影響を及ぼすことのできるような性質の事件ではない。

さらに、あくまで客観的構成要件該当性が最も中心的な争点となるものであるし、相被告人らの供述も被告会社従業員らの供述は被告人の主張に反していないのであるから、故意ないし共謀について、そもそも罪証隠滅行為に及ぶ必要性がない。

また、故意ないし共謀を推認させる間接事実として検察官が主張する経産省関係者らとの折衝についても、そもそも被告人らは折衝があったこと自体は争っていないばかりか、メールや会議録等の客観証拠が残っているのであるから、かかる事実について、相被告人ないし会社従業員に働きかけることには罪証隠滅の実効性がなく、当然被告人がそのような無意味な働きかけを行うおそれもない。

(2) 検察官の意見書について

検察官は、被告人が令和２年６月１９日付けで申し立てた保釈請求に対して意見書（別紙９。以下「検察官意見書」という。）を提出し、被告人が罪証隠滅に

及ぶおそれがある根拠を縷々述べるが、次のとおり、検察官の意見は、極めて偏った事実評価に基づく誤導的なものであり、罪証隠滅のおそれを裏付けるものではない。

(3) 検察官意見書に対する反論

ア 検察庁から呼出を受けた従業員に対し、他の従業員がレクチャーをしていたとの検察官の主張が事実反すること

検察官は、「検察庁から呼出を受けた従業員に対し、他の従業員がレクチャーを行い、身体拘束中の被告人らの主張内容を伝達するなどしていたことが判明している。」と述べている。

この点、弁護人は、参考人に対し取調べに臨む際には「不当な誘導尋問や取調官の意見を押しつける尋問等には注意されたい。」といった注意事項を告げていたところ、検察官が指摘する「レクチャー」はかかる注意事項を被告会社の社内で共有していたことを指すものと解される。

しかし、被告会社従業員がこのような注意事項を相互に伝え合うことは、被告会社自身における至極適切な防御活動であり、不当な取調べによって参考人の供述が歪められれば、本件の真相解明を目指す検察官にとっても不都合なはずであることからすれば、かかる防御活動を「レクチャー」などと称して非難することは断じて許されない。

他方で、捜査機関はまさに自らの見通しに沿う供述を強引に誘導し、ときには取調べ前に既に作成を終えていた供述調書に署名させようとまでしていた（別紙5）。

仮に検察官が、参考人らの供述が任意捜査段階で作成された員面調書と異なることを理由に「レクチャー」を主張するとしたら、それは専ら検察官が警察の取調べにおいて強引な誘導等が横行していたことを看過しているからである。

以上のとおり、検察官の挙げる事実「被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている」ことを裏付けるものではない。

イ 任意捜査段階の供述を撤回した被告会社の従業員はいないこと

検察官は「被告会社従業員…の中には、要件ハの該当性について、任意捜査段階の供述を撤回する者もいた」と主張している。

しかし、これは明らかに誤導的な主張である。

まず、被告会社従業員が、本件の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するとの認識を供述したことはない。本件要件ハの解釈は任意捜査の段階から捜査機関と被告人及び被告会社関係者との間で異なっており、本件要件ハの該当性について認める供述があるとすれば、それは捜査機関の言う「噴霧乾燥器内部の微生物がほんの少しでも死ねば該当する」との解釈を前提とするなら、その限りでは本件噴霧乾燥器がこれに該当する性能を有していると供述した被告会社従業員もいたというに留まる。しかし、そのような供述をした従業員は、本件身柄拘束の前後を通じて、本件噴霧乾燥器が内部の全ての菌を除去あるいは死滅させる性能を有していないという認識を供述しているはずである。

すなわち、検察官のいう「撤回」とは、「捜査機関の解釈に従った場合には該当する」と述べた点について、あくまで捜査機関の上記解釈を前提とした供述であることを明確にしたことを指すのであって、本件噴霧乾燥器の客観的な性能という事実の認識に関する供述を撤回した者はいない（任意捜査の段階で、本件噴霧乾燥器が内部の全ての菌を除去あるいは死滅させる性能を有していると述べた被告会社従業員はいないのであり、この点に関する供述を変遷させた者もない。）。

このように、被告会社従業員らの供述に変化があったとすれば、それは被告会社従業員らが被告人らの逮捕を知り、さらに自分の会社が起訴されたことを受けて、十分に記憶を喚起し、捜査機関の誘導に乗らないように気を付けるなど、かえって供述態度が真摯になっただけのことであって、被告会社が起訴されたことに伴う被告会社自身の防御活動として当然の行為であり、すなわち供述の変遷とはいえず、被告人による罪証隠滅のおそれを基礎づけるものでもない。

検察官の意見は、法律解釈に関する問題を事実認識の問題とすり替え、「被告

会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている」と印象付けようとするものであり、不当である。

以上のとおり、被告会社従業員の供述状況において罪証隠滅のおそれを推認させる事情は全く見当たらない。

ウ 被告会社の従業員が非協力的な態度であったとの主張が極めて不当であること

検察官は、「本起訴事件による被告人らの身柄拘束後、検察官が関係者の取調べを行うための呼出しを行ったところ、被告会社管理担当者は、個々の従業員の呼出は同管理担当者を通して実施することを要求した上、一部の従業員に関し、業務多忙を理由に被告人らの身柄拘束期間内の協力を拒否するなど、非協力的な態度を明確に示し」と主張し、これを罪証隠滅のおそれがあることの根拠としている。

しかし、これは極めて不当な主張である。

被告会社の各従業員は、被告人らの逮捕による会社業務の混乱の中、客先・仕入先への対応に追われ、現に多忙を極めていた（被告会社は全体で80名程度の中小企業である。）。そのような中、個々の従業員の呼出に個々に対応していたのでは、業務効率を悪化させ更に混乱を招く（例えば、ある従業員が呼出により業務対応できない場合、他の従業員を手当てしなければならず、業務の混乱を避けるために一定の調整が必要であることは明らかであろう。）ことから、各従業員の要請もあり、被告会社の管理担当者が窓口となって全体の日程調整を行うことを希望したにすぎない。被告会社の管理担当者は、業務の混乱回避と捜査協力を両立させるために、各従業員と相談の上、可能な限りの対応を行ってきたのであり、現に別紙6のとおり新型コロナウイルスの流行下にもかかわらず取調べに協力する旨を申し入れているし、また現に参考人取調が多数回実施され、供述調書の作成にも応じている。

そもそも、参考人取調べはあくまで任意捜査であり、当然、参考人の都合と調和させなければならないが、検察官が参考人の都合を無視して検察官の要望どおりの取調べが実現できなければ捜査への「非協力的な態度」というのであれば、

検察官は意図的だろうがなかろうが実現が困難な予定を参考人に要求し、これが拒まれれば直ちに「捜査に非協力的である」と難詰できることになり、極めて失当というほかない。なお、本件では、検察官は、被告会社の管理担当者の申入れにも関わらず、3月18日に従業員個人宅に呼出の連絡を入れており、この点について弁護人が嚴重に抗議していたところ（別紙7）、後日、当該従業員の取調べの際に、担当検察官から当該従業員に対して直接謝罪の意思が示されている。

付言すると、検察官は「取調べを実施できた者の中には」などと述べ、あたかも取調べを実施できなかった従業員がいるかのような主張をしているが、検察官から呼び出され、これを拒否して取調べが実施されなかった被告会社の従業員は一人もいない。

このように、被告会社従業員らは取調べに対し十分に協力してきたのであって、参考人取調べに関して被告会社担当者が日程調整を行ったことが「被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている可能性が極めて高」いことを裏付けるとの主張はあまりにも恣意的かつ無根拠であり、参考人取調べの状況や被告会社担当者の言動について罪証隠滅のおそれを推認させる事情は全く存しない。

エ 被告人及び相被告人の黙秘から罪証隠滅のおそれがあるとの意見に全く理由がないこと

検察官は、「共犯者らも、被告人同様に黙秘している」と述べ、このことを罪証隠滅のおそれがあることの根拠としている。

しかし、被告人及び相被告人が黙秘しているのは、1年以上にもわたる任意捜査に積極的に協力したにも関わらずなされた本件身柄拘束が、専ら自白獲得を目的としてなされたものであることが強く疑われたためである。被告人らは一貫して要件に該当しない旨の弁解を述べているにもかかわらず、この供述が一切調書に録取されなかったため、もはや捜査機関に対しては話すだけ無駄であり、裁判において客観的な機械の性能を示し、無罪を主張するほかないと考えたにすぎない。

そもそも、言うまでもないことであるが、黙秘権は憲法上の権利であり、黙秘権の行使を不利益に取り扱うことは実質的に黙秘権を侵害するに等しいものであって、被告人が黙秘を続けていること自体から抽象的に罪証隠滅のおそれを肯定することは断じて許されない。

このように、黙秘しているが故に罪証隠滅のおそれがあるとの主張には、全く理由がない。

オ 被告会社が被告人の初回の逮捕後にコメントを発表したことは何ら罪証隠滅のおそれを推認させないこと

被告会社が被告人らの逮捕後、会社ホームページに「当社としましては、今回問題とされている当社の輸出製品は外為法の規制を受けるべき製品には該当せず、当該製品の輸出が外為法に違反するものではないと認識している」とのコメントを掲載したのは、そもそも本件噴霧乾燥器の輸出当時の被告会社の考え方（本件要件ハに該当しないこと）を再論したものに過ぎない（当該考え方は任意捜査段階から明らかにされている。）。また、被告会社が「報道機関宛てに更に詳細なコメントを発表」したというのは、別紙８を指すと思料されるが、この内容から明らかなおとおり、これは、本件に関する報道において外為法に関する知識に不足が散見されたことから、各報道機関に法的論点について解説した文書に過ぎない。

このように、被告人ら及び被告会社は、任意捜査段階の当初から一貫して輸出当時から本件噴霧乾燥器は規制要件に該当しない旨を述べているのであって、逮捕後に突然否認に転じ、あるいは突然弁解を外部に発表したというものではないのであるから、検察官の指摘するコメント等は、何ら「被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている」ことを推認させる根拠とならない。

カ 弁護人が複数の検察官請求証拠を不同意としていることが罪証隠滅のおそれを推認させるものではないこと

本件検察官意見書では、弁護人が「要件該当性に対する被告人らの認識の有

無・程度を裏付ける重要事実」である「規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等」に関する検察官請求証拠を不同意としていることが、罪証隠滅のおそれを基礎づける事情の1つとして挙げられている。

しかし、不同意の証拠意見を述べることは、罪証隠滅を行うことと何ら関係性がないのであり、保釈の除外要件（刑事訴訟法89条4号）に関する事情として考慮される内容でない。仮に不同意の証拠意見が罪証隠滅のおそれを推認させるということになれば、それは検察官請求証拠への不本意な同意等を強いることになるばかりか、被告人が否認する限り保釈が認められない（逆に、被告人が公訴事実を認め、弁護人が検察官請求証拠の全てに同意して初めて身柄が解放される）という、いわゆる人質司法を是認・推進することに他ならないのであり、この点からも、不同意の証拠意見が保釈の除外要件の一事情として考慮されないことは明らかである。

また、そもそも被告人らは折衝があったこと自体は争っていないばかりか、メールや会議録等の客観証拠が残っているのであって、「規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等」の事実について、被告人がわざわざ罪証隠滅を図る理由はない。

キ 小括

以上のとおり、本件では検察官が主張する「被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている可能性が極めて高」いことを裏付ける事情はそもそも存在しないか、極めて極端かつ恣意的な評価によるものであり、いずれも失当であって、検察官が主張するような罪証隠滅のおそれなど認められないことは明らかである。

5 被告人が罪証隠滅に及ぶことができないこと

前記第1の2に詳述したとおり、被告人は、9月23日から体調が急変し、輸血まで受けているものであるところ、このような重篤な状態にある被告人が、社会内において関係者に接触すること自体があり得ない。そのような愚行に及ぶよ

り、被告人は速やかな治療を選択するのは当然であり、生命の危険にすら瀕している被告人に罪証隠滅を疑うことは、被告人が人間として生きようとするのを否定するに等しい。

なお、被告人の容態が回復した後にも罪証隠滅があり得ないことは上述のとおりである上、以下に述べるとおり、そのおそれがないことを担保する手段も十分にある。

第3 保釈条件について

以上のとおり、本件において罪証隠滅のおそれを基礎づける具体的な事情はないといえるが、被告人は、罪証隠滅をしないことをより確実にするため、以下の対処を行うとともに、それを担保するために相当な保証金を納付する予定である。

- ① [REDACTED] 所在の自宅に居住し、裁判所の許可なく外泊、旅行及び転居をしない。
- ② 被告会社の顧問に再就任せず（既述のとおり、被告会社と被告人との間の顧問契約は3月31日に期間満了により終了している。）、その他被告会社に一切関与しない。
- ③ 共犯者とされている大川原正明及び島田順司並びに被告会社の役員及び従業員その他事件関係者とは一切会わず、弁護人を介することなく架電、メール及び手紙その他いかなる方法でも接触しない。
- ④ 相被告人の居宅及び被告会社本社その他被告会社関係施設に行かない。
- ⑤ 通話、メール及びインターネットの使用履歴を、毎月、弁護人を通して裁判所に報告する。
- ⑥ 上記①～⑤を確実に実施するため、同居の妻である相嶋[REDACTED]が身元引受人として監視監督する。

このような保釈条件を付せば、被告人が被告会社に赴き会社従業員と接触することも、電話やメール等の手段によって接触することもなく、また、被告会社所

在地と被告人の住所とは十分に離れており被告会社従業員と偶然に接触することもないから、これらの者と口裏合わせを行うことはない。そして、被告人の住居から被告会社に移動するには相当程度時間がかかるから監督者である妻に隠れてこれを行うことは困難であるし、電話やメール等についても、受信者側のサーバーや通信会社には記録が残り、これを隠滅することは不可能であるから、再度の身柄拘束や保証金の没取といった制裁のリスクと相まって、上記条件は接触禁止を担保するのに十分である。

さらに、相被告人らもほぼ同一の保釈条件を付せば、相被告人らと接触することもない。すなわち、相被告人の住居に赴くことや電話・メール等による接触も無いし、相被告人大川原の住居は神奈川県■■■■■、同島田の住居は神奈川県■■■■■であるから、例え偶然であっても同人らが顔を合わせる可能性はない。そして電話やメール等による接触がなされれば記録が残ることは上記と同様である。したがって、相被告人との接触禁止についても、相被告人にも同様の保釈条件を付すことで、再度の身柄拘束や保証金の没取といった制裁のリスクと相まって上記保釈条件で十分に担保できる。

第4 結語

以上より、被告人の保釈を直ちに許可されたい。

添付書類

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 誓約書 | 1 通（追完予定） |
| 2. 身元引受書（被告人の妻） | 1 通 |
| 3. 身分証明書（被告人の妻） | 1 通 |

以上

令和2年(ワ)第82283号

決 定

被告人 相嶋 静夫

上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、令和2年6月23日東京地方裁判所裁判官がした保釈請求却下の裁判に対し、本日、弁護人らから準抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件準抗告を棄却する。

理 由

本件各勾留の基礎となる各公訴事実の要旨は、被告人が、顧問を務める会社の業務に関し、幹部である共犯者2名と共謀の上、経産大臣の許可を受けずに、政省令で定められた噴霧乾燥器を①中国及び②韓国に輸出したというものである。本件事案の性質・内容や、証明予定事実記載書面等が提出されたが、弁護人からは求釈明書において概括的な争点の主張がされるにとどまり、証拠意見も述べられておらず、今後争点及び証拠の整理が行われるという公判前整理手続の進捗状況等に照らすと、共犯者や関係者への働きかけなどによる罪証隠滅のおそれがあり、刑訴法89条4号に該当する事由が認められる。そうすると、高齢の被告人の健康状態や、新型コロナウイルスの感染の危険などの弁護人の指摘を踏まえても、裁量による保釈が適当ではないとした原裁判の判断は不合理ではない。よって、本件準抗告には理由がないから、同法432条、426条1項により、主文のとおり決定する。

令和2年7月3日

東京地方裁判所刑事第15部

裁判長裁判官 榎 井 英 夫

裁判官 赤 松 亨 太

裁判官 竹 田 美 波

これは謄本である。

令和2年7月3日

東京地方裁判所刑事第15部

裁判所書記官 小川 雅大

令和2年(ワ)第83196号

決 定

被告人 相嶋 静 夫

上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、令和2年8月31日東京地方裁判所裁判官がした保釈請求却下の裁判に対し、同年9月16日、弁護人らから準抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件準抗告を棄却する。

理 由

本件各勾留の基礎となる公訴事実の要旨は、被告人が、顧問を務める被告会社の業務に関し、いずれも同社の幹部である共犯者2名と共謀の上、経済産業大臣の許可を受けずに、政省令で定められた噴霧乾燥器を①中国及び②韓国に輸出したというものである。

本件事案の性質・内容や、弁護人から提出された予定主張記載書面及び証拠意見によれば、①本件噴霧乾燥器の政省令該当性、②被告人らの故意及び共謀の有無が争点になると見込まれるところ、主に②の点についての立証構造、見込まれる証人と被告人らの関係等に照らすと、被告人が、罪体や重要な情状事実に関し、共犯者や関係者に働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、刑法89条4号に該当する事由があると認められる。そうすると、被告人の健康状態等についての所論を踏まえても、裁量による保釈が適当ではないとした原裁判の判断は不合理なものではない。

よって、本件準抗告には理由がないから、刑法432条、426条1項により、主文のとおり決定する。

令和2年9月16日

東京地方裁判所刑事第8部

裁判長裁判官

蛭 田 円 香



裁判官

島 尻 大 志 

裁判官

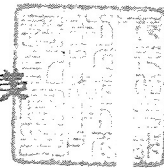
佐 藤 みなと 

これは謄本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官

前 田 明 美



令和2年（特わ）第858号 外国為替及び外国貿易法違反事件
令和2年（特わ）第1327号 外国為替及び外国貿易法違反等事件
被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、相嶋絳夫、島田順司

予定主張記載書面（1）

令和2年8月14日

東京地方裁判所刑事13部 御中

弁 護 人 高 田

弁 護 人 郷

弁 護 人 河 村

弁 護 人 瀬 川

弁 護 人 小 林 貴

弁 護 人 趙 誠 峰



弁護人の証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張は以下のとおりである。

第1 公訴事実に対する主張

本件噴霧乾燥器は、貨物等省令2条の2第2項5の2ハを満たさず、その輸出に経済産業大臣の許可が必要なものではなかった。

本件噴霧乾燥器が、客観的に、その輸出に許可が必要な性能を有していたかとは別に、被告人らは、本件噴霧乾燥器が、その輸出に経済産業大臣の許可が必要なものであるとの認識はなく、無許可輸出の共謀もしていない。

したがって、被告人らは無罪である。

第2 被告人らの主張

1 大川原化工機株式会社

被告会社は、昭和55年に被告人大川原の父が噴霧乾燥器の製造・販売等と主事業として設立され、設立以来、噴霧乾燥器の製造・販売分野における日本国内のリーディングカンパニーとして当該業界を牽引してきた株式会社である。

噴霧乾燥器とは、液体状のものを霧状に噴射し、それを熟することによって粉状にする機械である。例えば食品、金属加工などにこれらの技術は応用され、粉ミルク、インスタント食品・飲料の粉末、調味料その他の食品、顔料、化粧品、粉末洗剤及び乾電池の材料など、幅広い食品ないし日用品の生産に利用されている。

被告人大川原は、昭和55年9月に被告会社に入社し、昭和62年に代表取締役就任して以降、業界を牽引する同社の先頭に立ってきたものである。また、被告人相嶋は昭和60年に被告会社へ入社し、平成19年から平成26年まで取締役を務め、被告人島田は昭和61年へ入社し、平成14年から令和2年まで取締役を務め、ともに被告会社の中核を担ってきたものである。

被告会社は日本国内[]株式会社[]株式会社といった会社

に噴霧乾燥器を販売し、平成８年頃からは中国などに海外進出し、上海に合弁会社を作るなどしていた。

２ 経済産業省との折衝

- (1) そのような中、平成２２年頃から、オーストラリア・グループ（以下「AG」という。）において噴霧乾燥器を輸出規制の対象に追加するとの議論が開始され、平成２４年には実際にAGの規制対象に追加された。これを受け、AG参加国である本邦においても、同規制を国内法に反映することとなった。

AGにおける議論や、AGの規制を国内法へ反映するための検討に関しては、経済産業省及びシステックの職員が担当していた。

- (2) そして、経済産業省やシステックがAGの会議に参加して噴霧乾燥器の規制に関して議論する際、それまでの被告会社の業界内での地位にかんがみ、経済産業省やシステックは噴霧乾燥器の性能等に関して被告会社や被告人大川原らに相談し、意見を求めた。

これに対しては、被告人大川原、被告人相嶋及び被告人島田（以下「被告人大川原ら」という。）が中心となって、被告会社における経験及び知見を基に回答を行った。

もともと、被告人大川原らは一方的に見解を述べたのではなく、経済産業省やシステックの職員と協議するとともに、意見の交換をしながらAGの会議への準備を行った。例えば、システックの職員である藤井弘史が、規制対象を蒸気滅菌ができる噴霧乾燥器に限定するよう提案する等、経済産業省やシステック側からも意見が述べられ、AGの会議における対応に反映されていた。

- (3) その後、AGにおいて規制が定められ、国内法へ反映するに当たっても、引き続き経済産業省やシステックから大川原らへ意見が求められた。

その際、AGの規制では、例えば「disinfect」という文言について「殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染性を破壊すること」というように明確な定義がされていたのに対し、経産省が作成した国内法の素案では、「殺菌」という文言について、特段の定義をしないまま使用していたため、被告人相嶋はこのような文言が不明確であることを指摘したりした。

また、被告人島田は、経産省の担当者から、摂氏100度程度にすれば死ぬ菌がいるかどうか質問され、「中にはそういう菌もいるのではないか」という旨を回答したこともあった。

- (4) また、パブリックコメントにおいても、被告会社として、規制の趣旨や内容を明確にするために、「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器という文言を加えるべきである」等の意見を述べた。

この点は、既に定められていた輸出貿易管理令別表1の3の2の項(2)「細菌製剤の開発、製造…に用いられる装置」として同趣旨の規定が置かれていたことから、被告会社が提案した当該文言を加えても規制範囲が変わらないため、結果として同文言は反映されなかったが、このように被告人らは法整備に協力してきた。

3 本件噴霧乾燥機の輸出についての被告人らの認識

- (1) 被告人らは、輸出について経済産業省の許可が必要となる噴霧乾燥機について、軍用細菌製剤の製造に転用可能な噴霧乾燥器の輸出を規制するという趣旨から、粉体を内部に封じ込める機構や薬液による定置洗浄機能等、使用者の安全を確実に確保するための設備が付加されたものであろうと考えていた。

少なくとも、被告会社でそれまで製造・販売していた噴霧乾燥器については、特別に設計をしてそれらの設備を付したものは格別、本件

噴霧乾燥器を含む、そうではない標準の噴霧乾燥器（定型機）については該当しないものと認識していた。

(2) また、本件噴霧乾燥器の機能の1つである乾熱運転については、被告人らにはおよそ規制対象の「滅菌」「殺菌」方法にあたるとの発想が無かった。内部に粉体が残っている状態で、高温の熱風を送り続けることは通常想定される用法ではないばかりか、火災や爆発の危険があり、滅菌、殺菌のために乾熱運転をするということ自体想像外であった。被告人相嶋は、噴霧乾燥という技術の原理上、通常は乾燥室の温度だけ上がればよいことから、被告会社の定型機は、その内部全体が均一に高温となるようには作られておらず、温度がほとんど上がらない部分があるため、この点からも乾熱による滅菌は不可能であると認識していた。

(3) このように、上記のような特別設計のものが輸出規制の対象になるかは別として、少なくとも標準機種である定型機については該当するはずがないというのが、被告人らを含む全社員の当然の共通認識であった。

4 そもそも本件噴霧乾燥器は輸出規制の対象ではない

(1) 「定置した状態で」滅菌又は殺菌することができないこと

ア 「定置した状態で」とは、AGにおける規制（英文）の「in situ」を邦訳したものであり、「装置を分解せず、組み立てた状態で」という意味であり、装置使用者が装置内部の菌体に被曝せず殺菌又は滅菌できることを要求する趣旨である。

イ 本件噴霧乾燥器のうち、公訴事実第2記載の噴霧乾燥器（以下、「L-8i」という。）は、排風口に粉体補集用のフィルタが存在しない仕様である。したがって、内部に粉体が残っている状態で熱風を送れば、粉体が外部に飛散する仕様であり、「定置した状態で殺菌又は滅

菌」(貨物等省令2条の2第2項5の2ハ)することができない。

また、公訴事実第1記載の噴霧乾燥器(以下、「RL-5」という。)もその仕様上、0.3マイクロメートル以下の微生物(主にウイルス)は捕集不可能であり、「定置した状態で殺菌または滅菌」することができない。

ウ また、本件噴霧乾燥器はいずれも、滅菌又は殺菌する前に製品を回収する際、内部の製品が付着した部分が露出し、使用者が被曝することが避けられない仕様である。したがって、この点からも本件要件ハを満たさない。

(2) 「内部」を滅菌又は殺菌することが出来ないこと

本件要件における「内部」とは、噴霧乾燥器の運転後、製造された粉体が残留し得る箇所をいうものと解される。しかし、本件噴霧乾燥器には、噴霧乾燥器の運転後に粉体が付着するものの、熱風が当たらないために滅菌または殺菌をすることが不可能な箇所が複数箇所存在する。したがって、本件噴霧乾燥器は、本件要件ハを満たさない。

(3) 「滅菌又は殺菌」が出来ないこと

ア まず、「滅菌」について、乾熱滅菌は摂氏160度以上で行う必要があるところ、本件噴霧乾燥器には摂氏160度以上にならない箇所が存在するため、滅菌は不可能である。

イ 次に、「殺菌」について、本件要件ハにおける「殺菌」とは、薬液殺菌、すなわち殺菌効果のある化学物質の使用を通じて装置中の潜在的な全ての微生物の感染力を破壊することをいうものと解すべきである。

しかし、本件噴霧乾燥器はいずれも、分解洗浄を前提として設計されており、薬液を装置の隅々にまで行き渡らせ、当該装置中の潜在的な全ての微生物の感染性を破壊することができる仕様ではないため、本件噴霧乾燥器は「殺菌することができるもの」には該当しない。

ウ 以上のとおり、本件噴霧乾燥器はいずれも内部を「滅菌又は殺菌」できるものではないため、本件要件ハに該当しない。

エ 付言すると、本件噴霧乾燥器はいずれも、温度を上げても最高温度が摂氏90度にも達さない箇所が存在する。

この観点からも、本件噴霧乾燥器は「滅菌又は殺菌することができるもの」に該当しない。

以上

令和2年（特力）第858号 外国為替及び外国貿易法違反事件

令和2年（特力）第1327号 外国為替及び外国貿易法違反等事件

被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、相嶋将夫、島田順司

証 拠 意 見 書

令和2年8月14日

東京地方裁判所刑事13部 御中

弁 護 人 高 田

剛



弁 護 人 柳

志



弁 護 人 河 村

尚



弁 護 人 瀬 田

慶



弁 護 人 小 林 貴

樹



弁 護 人 趙 誠 峰

検察官請求の甲1号証ないし甲72号証、及び乙1号証ないし乙38号証に対する
意見は、以下のとおりである。

1 甲号証について

甲1号証ないし甲3号証	同意
甲4号証	別添資料1の限度で同意
甲5号証	不同意
甲6号証ないし甲19号証	不同意
甲20号証ないし甲25号証	同意
甲26号証ないし甲36号証	不同意
甲37号証	告発の事実があったという限度で同意
甲38号証ないし甲41号証	同意
甲42号証ないし甲46号証	不同意
甲47号証および甲48号証	同意
甲49号証および甲50号証	不同意
甲51号証	同意
甲52号証ないし甲69号証	不同意
甲70号証ないし甲72号証	同意

2 乙号証について

乙1号証ないし乙38号証	不同意
--------------	-----

以上

様式第160号（ 刑訴第298条
規程第116条 ）

証 拠 調 べ 請 求 書

令和2年5月18日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 長 好 行

被告人 大川原化工機，大川原正明，相嶋静夫，島田順司 に対する 外国為替及び外国貿易法違反 被告事件につき，別紙証拠等関係カード記載の証拠の取調べを請求する。

証拠等関係カード（甲）（No. 1）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）

番号	標目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意見		結果			備考
		期日	関係被告人	期日	関係被告人	期日	関係被告人	取調順序	
立証趣旨 (公訴事実の別)				内 容				内 容	
1	報（外為法等適用関連法令の変遷について） 〔（員）  〕 30.1.17 関連法令の変遷状況等 ()		A B C D						
2	報（運用通達・適用法令の解釈） 〔（員）  〕 29.12.22 関連通達の内容等 ()		A B C D						
3	写真撮影報告書（噴霧乾燥器RL-5） 〔（員）  〕 29.9.27 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）の形状等 ()		A B C D						
4	分析結果報告書（被疑会社製品カタログ） 〔（員）  〕 29.11.13 被告会社製品カタログの記載内容等 ()		A B C D						
5	証拠品複写報告書（試運転データ表） 〔（員）  〕 30.7.13 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）の試運転データ等 ()		A B C D						

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（甲）（No. 2）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容		取 調 順 序
6	聴取及び資料入手結果報告書 (平均粒子径について)							
	〔(員) 〇〇〇〇〇〇〕 30.7.13		A B C D					
	本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）による粉末製品の平均粒子径等							
	()							
7	訂正報告書							
	〔(員) 〇〇〇〇〇〇〕 1.6.13		A B C D					
	甲6の訂正							
	()							
8	温度測定結果報告書（RL-5内部における最低温を示す箇所）							
	〔(員) 〇〇〇〇〇〇〕 30.4.10		A B C D					
	本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）内部の乾熱温度の測定結果等							
	()							
9	温度計測結果報告書（RL-5バグフィルタ下部）							
	〔(員) 〇〇〇〇〇〇〕 30.7.23		A B C D					
	本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）内部の最低温箇所の温度測定結果等							
	()							
10	員							
	〔 〇〇〇〇〇〇 〕 30.9.13		A B C D					
	乾熱により、大腸菌、ウエルシュ菌の殺菌が可能であること等							
	()							

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原化工機 株式会社 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（甲）（No. 3）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果		備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
11	員 [] 30.7.31 乾熱により、芽胞を形成しない菌を全て死滅させ感染能力を失わせることができること等 ()		A B C D					
12	訂正報告書 (員) [] 30.7.31 甲11の訂正 ()		A B C D					
13	員 [] 30.3.28 生物テロに使われる病原菌、それらに対する規制等 ()		A B C D					
14	捜照(膳) (員) [] 30.8.3 本件輸出貨物が規制対象に該当するか否かの照会 ()		A B C D					
15	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長 [] 30.8.10 甲14の回答 ()		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工 機 備 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 4)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関係被告人	期 日	内 容	期 日	内 容	
16	員 [] 1.6.14 本件噴霧乾燥器は要件イ〜ハに該当する と思われると判断したこと等 ()		A B C D					
17	検 [] 2.4.3 被告会社製噴霧乾燥器で分解しない状態 で乾燥殺菌を行っていること等 ()		A B C D					
18	検 [] 2.4.3 被告会社製噴霧乾燥器は要件ハに該当す ると考えられること等 ()		A B C D					
19	検 [] 2.3.23 同業他社(株式会社GF)においては、 輸出許可を得て噴霧乾燥器を輸出してい ること等 ()		A B C D					
20	捜照(歴) (員) [] 30.8.3 被告会社における輸出の個別許可の有無 の照会 ()		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（甲）（No. 5）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果		備 考 編てつ箇所
		期 日	関係 被告人	期 日	関係 被告人	期 日	関係 被告人	
21	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障 貿易管理課長 [] 30.8.10 甲20の回答 ()		A B C D					
22	捜照(謄) (員) [] 30.8.3 被告会社における輸出の包括許可の有無の照会 ()		A B C D					
23	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障 貿易管理課長 [] 30.8.10 甲22の回答 ()		A B C D					
24	複写報告書（本件輸出関係書類） (員) [] 30.2.16 本件輸出関係書類の記載内容等 ()		A B C D					
25	聴取結果報告書（三井倉庫株式会社） (員) [] 30.3.30 本件輸出貨物の船積み状況等 ()		A B C D					

 (被告人 A 大川原 化工 機 関 C 相 嶋 静 夫)
 B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

 (被
告
人
複
数
用)

証拠等関係カード（甲）（No. 6）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果			備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
26	既遂時期等特定報告書 〔 (員) 〇〇〇〇 〕 30.4.5 本件既遂時期及び場所の特定等 ()		A B C D						
27	員 〔 〇〇〇〇 〕 1.9.25 本件輸出貨物の輸出通関状況等 ()		A B C D						
28	検 〔 〇〇〇〇 〕 2.3.24 噴霧乾燥器が新たに輸出規制の対象に追加される際に、被告会社とヒアリング、メール等でやりとりした状況等 ()		A B C D						
29	検 〔 〇〇〇〇 〕 2.3.25 噴霧乾燥器が新たに輸出規制の対象に追加される際に、被告会社とヒアリング、メール等でやりとりした状況及び改正法施行後に被告会社に判定基準の調査を行った状況等 ()		A B C D						
30	検 〔 〇〇〇〇 〕 2.3.25 噴霧乾燥器の輸出規制に関わる法令の改正に関与し、被告会社からパブリックコメントの意見を受けたこと等 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機 関 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 7)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関係被告人	期 日	内 容	期 日	内 容	取調順序
31	検 [] 2.3.30 大川原正明の依頼で、噴霧乾燥器輸出規制に関する法令改正案へパブリックコメントを提出した経緯等 ()		A B C D					
32	検 [] 2.3.24 被告会社製噴霧乾燥器が規制条件に該当するか不安に思ったが、相嶋静夫が、該当しない旨発言したこと等 ()		A B C D					
33	検 [] 2.3.25 輸出規制の該非判定において、相嶋静夫から非該当と説明を受けたので、常に非該当として決裁していたこと等 ()		A B C D					
34	検 [] 2.3.25 輸出規制の該非判定において、被告会社の方針に従い、すべて非該当として判定していたこと等 ()		A B C D					
35	報 [(検)] 2.3.25 甲34の訂正 ()		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機械 C 相嶋 静夫)
B 大川原 正明 D 島田 順 司)

請求者等 検 察 官			令和2年特（わ）第858号				
証 拠 等 関 係 カ ー ド （ 甲 ） （No. 8）							
（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）							
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 関 係 係 被 告 人	意 見 期 関 係 係 被 告 人		結 果 期 関 係 係 被 告 人		備 考
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	日	日	内 容	日	内 容	取 調 順 序 編てつ箇所
36	検 [2.3.19 被告会社のOBの立場から、被告会社製の噴霧乾燥器が輸出規制の要件に該当すると判断すること等 ()	A B C D					
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原化工機株式会社 C 相嶋 静夫）
B 大川原 正明 D 島田 順司

証拠等関係カード(乙) (No. 1)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果			備 考 綴てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
1	員 〔(被)大川原 正明 2.3.11〕 身上経歴等 ()		B						
2	員(本文が「私は」で書き出しのもの) 〔(被)大川原 正明 31.2.19〕 被告会社における決裁・報告の流れ等 ()		A B C D						
3	員(本文が「私が」で書き出しのもの) 〔(被)大川原 正明 31.2.19〕 中国の合併会社(上海大川原乾燥設備有限公司)の運営状況等 ()		A B C D						
4	員 〔(被)大川原 正明 1.11.25〕 被告会社における相嶋の役割等 ()		A B C D						
5	員 〔(被)大川原 正明 1.10.21〕 平成25年9月頃、相嶋、島田と噴霧乾燥器の輸出規制について話し合ったこと等 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工機 備 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（乙）（No. 2）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）

番号	請求		意見		結果			備考
	期日	関係被告人	期日	関係被告人	期日	関係被告人	取調順序	
標目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕			内 容		内 容			
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)								編てつ箇所
6	員	A B C D						
〔(被)大川原 正明 1.10.28〕								
解釈によっては少なくとも被告会社の定型機等が規制対象に該当する可能性があると思ったこと等 ()								
7	員	A B C D						
〔(被)大川原 正明 1.11.19〕								
島田を通じて経済産業省に規制案文の変更を要望したが、反映されなかったこと等 ()								
8	員	A B C D						
〔(被)大川原 正明 1.12.10〕								
経済産業省に、規制対象に該当するか否か確認することなく、無許可で輸出していたこと等 ()								
9	検	A B C D						
〔(被)大川原 正明 2.3.12〕								
弁解内容等 ()								
10	員	C						
〔(被)相嶋 静夫 2.3.11〕								
身上経歴等 ()								

(被告人 A 大川原 化工 機関 C 相 嶋 静 夫)
(B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（乙）（No. 3）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考	
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人		
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容		取 調 順 序	編てつ箇所
11	員 〔 (被) 相嶋 静夫 31.1.25 被告会社における経歴等 ()		A B C D						
12	員 〔 (被) 相嶋 静夫 31.1.25 経済産業省やシステックとの噴霧乾燥器 の輸出規制制定に向けたやり取りの状況 等 ()		A B C D						
13	員 〔 (被) 相嶋 静夫 1.9.11 平成25年9月頃、大川原、島田と輸出規 制の対応について話し合いした状況等 ()		A B C D						
14	員 〔 (被) 相嶋 静夫 1.11.28 噴霧乾燥器の受注の流れ等 ()		A B C D						
15	員 〔 (被) 相嶋 静夫 2.1.23 RL-5型の輸出は、経済産業省に輸出許可 申請を行うべき案件だったこと等 ()		A B C D						

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原化工機 係 C 相嶋 静夫 ）
B 大川原 正明 D 島田 順 司

証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 4)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請 求		意 見		結 果			備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
16	員 〔 (員) 島田 順司 2.3.11 〕 身上経歴等 ()		D						繰てつ箇所
17	員 〔 (員) 島田 順司 1.6.25 〕 中国に合併会社を設立した経緯等 ()		A B C D						
18	員 〔 (員) 島田 順司 31.1.29 〕 平成24年1月24日に噴霧乾燥器の輸出規制について、経済産業省等と打合せをしたこと等 ()		A B C D						
19	員 〔 (員) 島田 順司 31.2.15 〕 平成24年2月23日に噴霧乾燥器の輸出規制について、経済産業省やシステックと打合せをしたこと等 ()		A B C D						
20	訂正報告書（平成31年2月15日付け島田順司供述調査） 〔 (員) XXXXXXXXXX 31.2.18 〕 乙19の訂正 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工 機器 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

請求者等 検 察 官		令和2年特（わ）第858号									
証 拠 等 関 係 カ ー ド （乙） （No. 5）											
（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）											
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果			備 考		
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序			
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	編てつ箇所		
21	員 〔（員）島田 順司 31.2.22〕 平成24年3月から4月にかけて行った経済産業省とのメールのやり取りの内容等 ()		A B C D								
22	員 〔（員）島田 順司 31.3.25〕 平成24年4月頃の被告会社の経営方針及び営業会議等 ()		A B C D								
23	員 〔（員）島田 順司 31.3.6〕 平成24年12月、輸出規制に係る政省令案に関して経済産業省とメールのやりとりをした状況等 ()		A B C D								
24	員 〔（員）島田 順司 31.4.3〕 平成25年当時の被告会社の経営方針、同年7月システックから政省令改正案に関するメールを受信した状況等 ()		A B C D								
25	員 〔（員）島田 順司 31.4.19〕 平成25年8月から9月にかけて、経済産業省に政省令改正案に対する要望、意見を提出したが認められず、広範な規制となったこと等 ()		A B C D								

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司）

証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 6)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)							
26	訂正報告書（平成31年4月19日付 け島田順司供述調書） 〔（員） 〕 31.4.22 乙25の訂正		A B C D					
27	員 〔（員）島田 順司〕 1.8.23 平成25年9月下旬頃、大川原正明、相 嶋静夫と輸出規制について話した際に、 大川原が非該当とする見解を示し、同年 10月の業務運営会議で、非該当とする 方針が決定されたこと等 〔 〕		A B C D					
28	員 〔（員）島田 順司〕 31.4.25 被告会社の役員・組織及び被告会社の方 針として、噴霧乾燥器を非該当と決定し た経緯等 〔 〕		A B C D					
29	員 〔（員）島田 順司〕 31.3.13 他社における不正輸出事件の認識及び被 告会社の輸出管理体制等 〔 〕		A B C D					
30	訂正報告書（平成31年3月13日付 け島田順司供述調書） 〔（員） 〕 1.6.28 乙29の訂正		A B C D					

(被告人	A 大川原 化工機械	C 相 嶋 静 夫
	B 大川原 正 明	D 島 田 順 司

証 拠 等 関 係 カ ー ド (Z₁) (No. 7)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果		備考 綴てつ箇所
		期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	
31	員 〔（員）島田 順司 1.10.24〕 本件輸出貨物（RL-5）を輸出した経緯等 （ ）		A B C D					
32	員 〔（員）島田 順司 1.9.19〕 相嶋静夫から、輸出規制範囲について経済産業省に確認するよう指示を受けたことではないこと等 （ ）		A B C D					
33	履歴事項全部証明書 〔東京法務局登記官 〇〇〇〇〇〇〕 2.3.17 被告会社の登記内容 （ ）		A B C D					
34	戸（戸附添付） 〔 〇〇〇〇〇〇 〕 2.3.18 身上関係 （ ）		B					
35	戸（戸附添付） 〔静岡県 〇〇〇〇〇〇 〕 2.3.16 身上関係 （ ）		C					

(被告人	A 大川原 化工機 憐	C 相 嶋 静 夫
	B 大川原 正 明	D 島 田 順 司

証拠等関係カード（乙）（No. 8）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容	取 調 順 序
36	戸（戸附添付） 〔神奈川県 ██████████ 2.3.13〕 身上関係 ()		D					編てつ箇所
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原化工機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

様式第160号 (刑訴第298条
規程第116条)

証 拠 調 べ 請 求 書

令和2年6月30日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 長 好 行 (印)

被告人 大川原化工機、大川原正明、相嶋静夫、島田順司 に対する 外国為
替及び外国貿易法違反 被告事件につき、別紙証拠等関係カード記載の証拠の
取調べを請求する。

証 拠 等 関 係 カ ー ド (甲) (No. 9)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番 号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考 綴てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容				内 容	
37	告 発 〔東京税関長 XXXXXXXXXX 〕 2. 6. 1		A B C D						
告発事実等 (R2. 6. 15付第1, 第2の1)									
38	調査報告書（輸出申告官署の所在地について） 〔(財) XXXXXXXXXX 〕 2. 6. 8		A B C D						
本件貨物の輸出申告官署の所在地等 (R2. 6. 15付第1, 第2の1)									
39	適用法令確認結果報告書 〔(員) XXXXXXXXXX 〕 2. 3. 16		A B C D						
関係法令等 (R2. 6. 15付第2全)									
40	証拠品複写報告書（粉体技術研究所 押番第139号 L-8iカタログ等） 〔(員) XXXXXXXXXX 〕 1. 6. 25		A B C D						
本件噴霧乾燥機（L-8i）のカタログの記載内容等 (R2. 6. 15付第2全)									
41	写真撮影報告書（噴霧乾燥器L-8i ノズルの交換状況） 〔(員) XXXXXXXXXX 〕 31. 2. 21		A B C D						
L-8iのノズルの交換状況等 (R2. 6. 15付第2全)									

(被告人	A 大川原 化工機 謙	C 相 嶋 静 夫
	B 大川原 正 明	D 島 田 順 司

証 拠 等 関 係 カ ー ド （ 甲 ）

(No. 10)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
42	聴取及び資料入手結果報告書 〔 (員) 〇〇〇〇 〕 31.3.13 L-8iでディスクタイプのアトマイザを使用、平均粒子径10マイクロメートル以下の粉末を製造可能なこと等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
43	温度測定結果報告書 (〇〇〇〇 株式会社 L-8i) 〔 (員) 〇〇〇〇 〕 1.5.15 L-8i内部の温度測定の結果等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
44	捜照(謄) 〔 (員) 〇〇〇〇 〕 1.7.26 本件輸出貨物 (L-8i) が規制対象に該当するか否かの照会 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
45	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障 貿易管理課長 〇〇〇〇 〔 〇〇〇〇 〕 1.8.9 甲44の回答 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
46	員 〔 〇〇〇〇 〕 1.10.17 L-8iが要件イ〜ハに該当すると思われること等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					

(被 告 人 複 数 用)

(被告人 A 大川原 化工 機 関 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 11)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容	取調順序
47	複写報告書(通関手続書類の一部) 〔(員) 〇〇〇〇 〕 1.5.21 本件の通関手続書類の記載内容等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
48	聴取結果報告書(株式会社上組) 〔(員) 〇〇〇〇 〕 1.9.10 L-8iの船積状況等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
49	員 〔 〇〇〇〇 〕 1.10.17 L-8iの通関手続の状況等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
50	報(相嶋静夫の余罪関与) 〔(員) 〇〇〇〇 〕 2.5.27 被告人相嶋の関与状況等 (全)		A B C D					
51	預金口座照会結果報告書(〇〇〇〇 銀行 〇〇〇〇 支店) 〔(員) 〇〇〇〇 〕 2.6.5 被告会社から被告人相嶋へ平成26年1月から平成30年8月まで給料等が振込されていた状況等 (全)		A B C D					

被告人
複数用

(被告人 A 大川原化工機(株) C 相嶋 静夫)
B 大川原 正明 D 島田 順司)

証拠等関係カード（甲）

（No. 12）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容		取 調 順 序
								編てつ箇所
52	検 [2.5.29] システックの実態調査として被告会社の ヒアリングを行った状況等 (全)		A B C D					
53	報 〔 (検) 2.5.29] 甲52の訂正 (全)		A B C D					
54	検 [2.6.12] 被告人大川原が大川原製作所取締役 にコメントを頼んだ旨の発言をしていた こと及び被告人相嶋が顧問になった後も 業務に関して厳しく指摘していたこと等 (全)		A B C D					
55	資料入手報告書 〔 (検) 2.6.12] から提出を受けた大川原化工機 (株)本社3階の見取図等 (全)		A B C D					
56	検 [2.6.2] 平成26年11月7日の被告会社の社内教養 において、 が要件ハについて該 当しそうな装置もある旨を説明していた こと等 (全)		A B C D					

（被告人 A 大川原化工機 静 夫）
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司

証拠等関係カード (甲)

(No. 13)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容		取 調 順 序
								編てつ箇所
57	検 (11頁のもの) [〇〇〇〇〇〇〇〇] 2.5.29 平成28年7月にシステックからの質問に 対し回答した経緯等 (全)		A B C D					
58	検 (9頁のもの) [〇〇〇〇〇〇〇〇] 2.5.29 L-8i型噴霧乾燥機ではアトマイザを交換 して平均粒子径10マイクロメートル以下 の粒子を製造することが可能であること 等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
59	検 [〇〇〇〇〇〇〇〇] 2.6.12 検察庁の取調べ前に、他の従業員と意見 交換したこと等 (全)		A B C D					
60	報 (訂正報告) 〔 (検) 〇〇〇〇〇〇〇〇 〕 2.6.12 甲59の訂正 (全)		A B C D					
61	検 [〇〇〇〇〇〇〇〇] 2.6.5 被告人島田から、被告会社の定型機はす べて非該当である旨指示されたのに従 い、項目別対比表を作成していたこと等 (全)		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機 備 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（甲）（No. 14）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）

番号		請求		意見		結果		備考	
標目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕		期日	関係被告人	期日	関係被告人	期日	関係被告人		取調順序
立証趣旨 (公訴事実の別)				内 容				内 容	
62	検								
[〇〇〇〇〇〇] 2.6.2			A B C D						
本件噴霧乾燥機（L-8i）の輸出状況及び被告人相嶋が顧問となった後の執務状況等									
(全)									
63	検								
[〇〇〇〇〇〇] 2.6.12			A B C D						
被告人相嶋が被告会社の顧問になってからの立場、役割等									
(全)									
64	報（7頁のもの）								
(検) [〇〇〇〇〇〇] 2.6.12			A B C D						
〇〇〇〇が提出した顧問契約書の記載内容等									
(全)									
65	報（10頁のもの）								
(検) [〇〇〇〇〇〇] 2.6.12			A B C D						
〇〇〇〇が提出した貸金台帳及び給与支給明細書の記載内容等									
(全)									
66	検								
[〇〇〇〇〇〇] 2.6.4			A B C D						
被告会社従業員を令和2年3月中は出頭させられないとしていた方針を変更した経緯等									
(全)									

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原化工機 関 C 相嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島田 順 司)

請求者等 検 察 官			令和2年特（わ）第858号				
証 拠 等 関 係 カ ー ド （甲） （No. 15）							
（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）							
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 関係 日 被告人	意 見 期 関係 日 被告人	結 果 期 関係 日 被告人		取 調 順 序	備 考 編てつ箇所
67	検 [2.5.27] 本件噴霧乾燥機（L-81）の性能及び試運転で問題がなかったこと等 （R2.6.15付第2全）	A B C D					
68	検 [2.5.29] 被告会社製噴霧乾燥機（L-81）を使用する際に乾燥殺菌を行いトラブルが生じていないこと等 （R2.6.15付第2全）	A B C D					
69	検 [2.6.3] 被告会社では約30年前に噴霧乾燥機の内部温度を計測したことがあったが、それ以降、計測、実験は行われていないこと等 （全）	A B C D					
70	分析結果報告書（安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集） 〔（員） 29.12.26〕 用語「滅菌」、「殺菌」が貨物の規制要件に用いられてきた法令改正の変遷等 （全）	A B C D					
71	複写報告書（安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集（改訂第22版）） 〔（員） 30.3.20〕 本件噴霧乾燥器に関する法令の記載内容等 （全）	A B C D					

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原 化工 機 係 C 相 嶋 静 夫）
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司）

請求者等 検 察 官			令和2年特（わ）第858号				
証 拠 等 関 係 カ ー ド （甲）（No. 16）							
（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）							
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 関係 日 被告人	意 見 期 関係 日 被告人	結 果 期 関係 日 被告人		取 調 順 序	備 考
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)		内 容	内 容			編てつ箇所
72	報 (ガイダンス・適用法令の解釈) (員) [] 29. 12. 22 輸出規制対象となる噴霧乾燥器に関する解釈等 (全)	A B C D					
	[]						
	()						
	[]						
	()						
	[]						
	()						
	[]						
	()						
	[]						
	()						

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原化工機 限 有 限 公 司 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 9)
(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日，住居・尋問時間等〕	請求	意 見		結 果		備 考
		期 日 関 係 被 告 人	期 日 関 係 被 告 人	内 容	期 日 関 係 被 告 人	内 容	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)							
37	員 〔 (被) 大川原 正明 2. 5. 26 噴霧乾燥器を経済産業大臣に許可申請することなく韓国に輸出した事実は間違いないこと等 ()	A B C D					
38	検 〔 (被) 大川原 正明 2. 6. 11 弁解内容等 ()	A B C D					
	〔 ()						
	〔 ()						
	〔 ()						
	〔 ()						
	〔 ()						

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原化工機(株) C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

参考人の取調状況

日付	参考人	場所	取調態様
令和2年5月13日	■	警視庁玉川警察署	調書2部にサインした。 調書は2部とも既に出来上がっており、その内容を確認修正した。
令和2年5月18日	■	警視庁玉川警察署	調書3部がすでに出来上がっていた。 出来上がっていた調書について削除を依頼した。削除するにあたり、取調官は何度も上司に確認していたが、最終的に削除してもらってサインをした。
令和2年5月20日	■	警視庁玉川警察署	調書は2部で、2部ともに調書は出来上がっていた。
令和2年6月12日	■	東京地方検察庁	検察官から、「警察のときと供述の内容が変わっている参考人が何人かいる。検察内で問題になっている。この手の事件でこんなことをしてくる会社は珍しい。だからこんなに長くなっている。」と言われた。

令和2年4月6日

東京地方検察庁検事正 殿
同次席検事 殿
同公安部長 殿
同公安副部長 殿
同検事 塚部貴子 殿

大川原化工機株式会社
管理部

被疑者大川原正明、被疑者相嶋静夫、及び被疑者島田順司に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件について、令和2年3月30日以降、弊社役員及び従業員を参考人とする取り調べに関し、コロナの影響により日程調整が進まず、今後の見通しが立たない状況となっております。

弊社としましては各役員及び従業員の業務調整等の支障もございますので、弊社役員及び従業員に対する参考人取り調べの必要があるのでしたら、できる限り早期に、弊社管理部宛に、日程調整のご連絡を頂戴できますようお願い申し上げます。

以上

抗議文

令和2年3月23日

東京地方検察庁検事正 殿
 同次席検事 殿
 同公安部長 殿
 同公安副部長 殿
 同検事 塚部貴子 殿

被 疑 者	相 嶋 静 夫
弁 護 人	鄭 一 志
弁 護 人	河 村 尚
弁 護 人	小 林 貴 樹



上記被疑者に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件について、下記のとおり抗議する。

記

- 1 本件において、被疑者が代表取締役を務める大川原化工機株式会社の従業員らに対し、東京地方検察庁検事による参考人取調べのための出頭要請が行われているが、令和2年3月18日、同社従業員■■■■■に対し、同検察庁のムラサワ検事から出頭を求める電話があった。

ここにおいて、上記会社従業員である■■■■■は、あらかじめ同検察庁のトヨタ事務官との間で「参考人の出頭を求める場合は、上記■■■■■を通して連絡する」旨の合意を結んでいたにもかかわらず、上記ムラサワ検事はこの合意に反し、上記■■■■■の自宅に直接電話をかけたものである。

なお、上記の合意は、多数の参考人が出頭要請を受けているため、その連絡を一元化するために結んだものであり、なんら捜査を妨害するためのものではないのはいうまでもない。現に、東京地方検察庁に出頭して取調べに応じた参考人が存在している。

- 2 参考人は、本来は捜査に協力する法的義務がないにもかかわらず、任意に協力する立場である上、上記■から参考人は、上記会社の業務に従事しなければならないばかりか、私人としての日常生活も営んでいる。また、上記■はあくまで参考人にすぎないのだから、捜査に協力するに当たっては、同人のプライバシーが十分に尊重されるべきであって、検事が上記■の自宅に無神経な出頭要請の電話をかけることは言語道断である。このような蛮行が行われていては、上記■はもちろん、上記会社の従業員ら参考人がプライバシーを尊重されない懸念を抱くのは当然であり、捜査に協力することに不快感や抵抗感を抱くのもやむを得ない。

まして、本件は1年以上にもわたる任意捜査が行われ、上記会社の従業員らは警察による多数回にわたる参考人取調べに応じてきたものであり、これまで十二分に捜査に協力してきた。

このような事情もあって、上記■が上記ムラサワ検事に上記■の自宅への電話につき苦情を申し出たところ、上記ムラサワ検事は上記■に「出頭についての合意を結んだのは自分ではなく事務官である」旨回答した。

たとえ直接に合意を結んだ者が事務官であろうとも、検事はその合意について把握すべきなのは当然の職責であるところ、こともあろうに上記ムラサワ検事はこの合意をないがしろにしたばかりか、その責任を事務官に転嫁したものであり、このような執務姿勢は上記会社の従業員らの捜査への協力の前提となる最低限度の信頼関係を破壊するものである。

3 よって、弁護人は東京地方検察庁による本件捜査における参考人取調べのための出頭要請の手法につき抗議する。

以上

令和2年3月16日

報道機関各位

大川原化工機株式会社

今般、弊社社長他2名の外為法違反による逮捕に関し、誤解を招くおそれのある内容の報道が散見されましたので、法令の枠組み及び本件に関する弊社の認識につき下記の通りお知らせいたします。報道機関の皆様におかれましては、正しく報道いただきますようお願い申し上げます。

記

① 外為法上、すべての噴霧乾燥器について輸出許可が必要とされるものではなく、法令の定める要件に該当するものに限り許可が必要とされていること。

① 法令の枠組み

「外国為替及び外国貿易法」（外為法）は、我が国の安全保障と国際的な平和及び安全の維持の観点から、兵器の開発・製造等に関連する資機材等の輸出について必要最小限の管理しており、一定の貨物・技術の輸出につき経済産業大臣の許可を要するものとしています。

具体的な規制対象は、「輸出貿易管理令」の別表1で品目が定められ、「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」において具体的な機能や性能等の仕様が規定されています。

② 噴霧乾燥器（スプレードライヤー）

噴霧乾燥器は、以前は規制品目に掲げられていませんでしたが、2013年10月15日施行の政省令に改正により、規制対象に加えられました。

これは、主要な国際輸出管理レジームであるオーストラリア・グループ（AG）の合意に基づく改正で、一般産業用の機器が兵器（化学兵器、生物兵器等）の製造に転用（悪用）される所謂 Dual Use を防ぐ目的で、生物兵器等の保存に用いられるおそれのあるものとして、従前から規制されていた凍結乾燥器に追加して、規制の対象とされたものです。

もっとも、すべての噴霧乾燥器が規制の対象とされているわけではありません。外為法による輸出規制は、我が国の安全保障と国際的な平和及び安全の維持の観点から必要最小限の管理を実施するものだからです。

具体的には、省令において、次のイ・ロ・ハの全てに該当するもののみを規制対象と定めています。

イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4 キログラム以上400 キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径10 マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10 マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

すなわち、イ・ロ・ハの要件の 一つにでも該当しない噴霧乾燥器は、輸出規制の対象ではないのです。

ただし、上記3要件は、オーストラリア・グループ（AG）において合意された次の内容に基づいたものです。

Spray-drying equipment capable of drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the following characteristics:

- a) a water evaporation capacity of $\geq 0.4\text{kg/h}$ and $\leq 400\text{ kg/h}$;
- b) the ability to generate a typical mean product particle size of ≤ 10 micrometers with existing fittings or by minimal modification of the spray-dryer with atomization nozzles enabling generation of the required particle size; and
- c) capable of being sterilized or disinfected in situ.

2 「ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の要件について

① この要件の存在意義

噴霧乾燥器を生物兵器の製造に転用するという場合、微生物を噴霧乾燥により微粒化した後、次の使用に向けて内部を洗浄するにあたり、あらかじめ、残留した微生物を殺菌・滅菌する必要があります。そして、殺菌・滅菌は、噴霧乾燥器を分解することなく、そのままの状態（in situ）で行われる必要があります。そうでないと、製造業者が残留粉体を吸入したり、接触してしまうからです。

これを定めるのが、「ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の要件です。

すなわち、噴霧乾燥器によって微粒化した菌を取り出した後、機器を分解することなく定置したままの状態、装置内部に粉体として残存した菌を完全に死滅ないし破壊することができるものでなければ、機器を繰り返し使用することができず、そのようなものは生物兵器の製造機器として転用されるおそれがあるとはいえないことから、規制の対象としない、とされているのです。

② 「滅菌」「殺菌」の意義

オーストラリア・グループは合意の内容については、「Australia Group Common Control List Hancock-Volemeil」に詳しく記述されています。

従って、ここにいう「滅菌」(Sterilized)・「殺菌」(Disinfected)とは、何らかの菌を減らしさせることができる程度では足りず、すべての菌の伝染能力ないし生存を除去すること (the elimination of all viable microbes from the equipment through the use of either physical or chemical agents, or the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical agents with a germicidal effect) をいうと解されます。

この解釈は、2020年1月に示された経済産業省の審明通達においても、「物理的手段(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」と明記されています。

③ 「定置した状態で」の意義

「定置した状態で」とは、「装置の分解などを行うことなく、そのままの状態で」という意味です。

液体を噴霧化装置にかけた後、傷体の残存する装置を分解して、滅菌ことに資するか判断する方法によっても、滅菌・殺菌を行うことは可能です。しかし、分解しないと滅菌・殺菌することができないとすれば、分解の際に微生物が飛散し、曝露してしまいます。分解しないと滅菌・殺菌することができないというのでは、生物兵器の製造に利用することができません。そのため、「定置した状態」(in situ)で内部を滅菌・殺菌できる化装器に限り、規制の対象とされています。

3 弊社製品 RL-5 について

弊社製品 RL-5 は、生物兵器の製造に用いることを想定したものではなく、「電子付録を始めたとしたフライングセミコンダクター」で使用するために開発されを汎用機です。

捜査機関による捜査段階であるため本書では詳細は割愛いたしますが、弊社は、弊社製品 RL-5 は「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」にあたり、輸出につき法令違反はなかったと認識しております。

以上

本書の内容に関するお問い合わせは、弊社代理人である和田倉門法律事務所（和倉：高田 剛弁護士）までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

和田倉門法律事務所 弁護士 高田 剛

電話 03-6212-6100(代表)

FAX 03-6212-6118

別紙 9

受理番号 71396
刑事第13部係属

- ①令和2年特(わ)第858号 令和2年3月31日公訴提起
②令和2年特(わ)第1327号 令和2年6月15日公訴提起

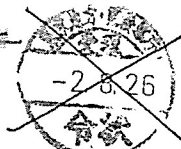
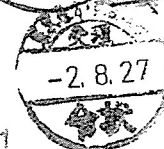


令和2年8月27日

保 釈 求 意 見



被告人 相嶋 静夫



東京地方検察庁
検察官 殿

2131

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官 山 岡 沙 央 理

被告人に対する①外国為替及び外国貿易法違反、②外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、別添のとおり弁護士高田剛、同鄭一志、同河村尚、同瀬川慶、同小林貴樹から保釈の請求があったので、裁判官の命により、意見を求める。

なお、不相当とするときは、具体的な理由を添えられたい。

意 見

令和2年8月28日

東京地方裁判所刑事第14部 御中

東京地方検察庁
検察官 敬 事

内線

相 当

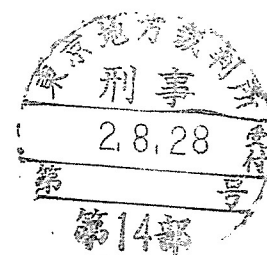
上記保釈の請求は、不 相 当 と思料する。

然 る べ く

（別添）連判に取下せる旨

理 由

別紙α参照。



1 本件事案の概要等

本件は、被告会社において、規制対象となる噴霧乾燥器の仕様について定める輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）2条の2第2項5の2の

イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるものという3要件（以下「貨物等省令3要件」という）に該当する仕様の噴霧乾燥器について、被告人が共犯者らと共謀の上、同要件に該当しない旨虚偽の税関申告をして経済産業大臣の許可を受けずに、中国及び韓国に輸出した事案である。

2 被告人の供述状況及び本件の争点等

(1) 被告人は、貨物等省令3要件ハの該当性の認識につき、本起訴事件の警察官の弁解録取時には、「経済産業省へ輸出許可申請すべきところ、無許可で中国に輸出したことは間違いない。輸出規制対応は、大川原社長、島田と3人で話し合ったが、最終的には社長の責任だ。」などと、曖昧ながら事実を認めつつも共犯者に責任転嫁する供述をしたが、検察官による弁解録取では、「規制の内容は知っていたが、本件輸出には関わっていない」などと弁解し、その後は黙秘に転じ、追起訴事件についても、黙秘を継続している。

(2) かかる被告人の捜査段階の供述状況及び弁護人の予定主張における主張等に鑑みれば、本件の主要争点は、本件噴霧乾燥器の客観的性能と被告人らの認識及び共謀の成否等である。

3 被告人には、刑事訴訟法89条4号に該当する事由があること等

(1) 噴霧乾燥器については、平成25年の改正により新たに規制の対象となったものであるところ、被告会社は、噴霧乾燥器のリーディングカンパニーとして、同改正の過程で経済産業省による調査を受け、貨物等省令3要件について、自社の噴霧乾燥器が規制の対象とならないように、規定文言や要件の緩和に関する要望を行うなどしていた事実が認められる。

このような規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等は、要件該当性に対する被告人らの認識の有無・程度を裏付ける重要事実となり、これらの経緯への被告人の関与、被告会社内での協議状況等については、電子メールや会議録などの客観証拠のほか、経済産業省関係者及び共犯者を含む被告会社関係者の供述等により立証することとなる。

しかるに、弁護人は、本件噴霧乾燥器の客観的性能に関する各種報告書や、専門家、協力会社従業員、通関士の供述調書等をはじめ、経済産業省関係者及び共犯者を含む被告会社関係者の供述調書等をことごとく不同意としている。

- (2) 被告人らが本件により処罰されることとなれば、被告会社の経営にも重大な影響を及ぼす可能性があり、前記の被告人の供述態度等に照らせば、本件による処罰を免れるため、共犯者や被告会社従業員ら関係者と口裏合わせをするなどの罪証隠滅を図る危険性が高い。

現に、共犯者らも、被告人同様に黙秘している上、任意捜査の時点では、被告会社の複数の技術者等が、貨物等省令3要件のハの該当性について認める供述をしていたところ、本起訴事件に係る被告人の身柄拘束後、検察官が関係者の取調べを行うための呼出しを行ったところ、被告会社の管理担当者は、個々の従業員の呼出は同管理担当者を通して実施することを要求した上、一部の従業員に関し、業務多忙を理由に被告人らの身柄拘束期間内の協力を拒否するなど、非協力的な態度を明確に示し、被告会社従業員らへの検察官による取調べは日程調整に苦慮し、かつ、取調べを実施できた者の中には、要件ハの該当性について、任意捜査段階の供述を撤回する者もいた。

被告会社は、被告人の初回の逮捕後、ホームページに、「当社としましては、今回問題とされている当社の輸出製品は外為法の規制を受けるべき製品には該当せず、当該製品の輸出は外為法に違反するものではないと認識している。」などのコメントを掲載した上、報道機関宛てに更に詳細なコメントを発表するなどしており、被告人及び共犯者の供述態度、被告会社管理担当者の言動等を合わせ考慮すると、被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている可能性が高い状況にあり、現に、追起訴事案による逮捕後の従業員の取調べによって、当初の検察庁への出頭拒否は会社による組織ぐるみのものであった上、検察庁から呼出を受けた従業員に対し、他の従業員がレクチャーを行い、身柄拘束中の被告人らの主張内容を伝達するなど

していたことが判明している。

- (3) このような状況において、被告人に保釈を許せば、自己の刑事責任を免れるため、共犯者らあるいは従業員らと口裏合わせを行い、被告人に不利な供述を撤回して有利な供述をするよう慫慂するなどの罪証隠滅工作に及ぶ危険性は極めて高い。

弁護人は、保釈条件として、関係者との不接触、通話履歴及び電子メールの送受信履歴の提出等を挙げているものの、それらの条件をもってしても通謀を防ぐことができない。

したがって、被告人に、刑事訴訟法 89 条 4 号に該当する事由があることは明白である。

- 4 被告人については、刑事訴訟法 90 条による裁量保釈も認めるべきではないこと等

前回意見においても述べたとおり、弁護人が裁量保釈を認めるべきと縷々主張する点については、いずれも被告人に裁量保釈を認めるべき理由とならないことは明らかである。

そして、前述のとおり、本件事案の重大性や証拠関係、罪証隠滅の危険性が高いことからすれば、保釈条件及び相当高額の保釈保証金によっても、その危険を解消するのは困難である。

5 結論

以上のとおり、被告人には刑事訴訟法 89 条 4 号に該当する事由があり、かつ、裁量保釈も認めるべきではないから、本件保釈請求は不相当であり、速やかに却下すべきである。

以 上

令和2年特（わ）第858号 令和2年3月31日公訴提起

令和2年特（わ）第1327号 令和2年6月15日公訴提起

被告人 相 嶋 静 夫

電 話 聴 取 報 告 書

令和2年9月29日

東京地方裁判所刑事14部御中

弁護士 河村 尚



弁護士河村尚は、下記被聴取者から、頭書事件につき東京拘置所に留置されている被告人相嶋静夫に関し、以下のとおり電話にて聴取したので、これを報告する。

1 聴取状況

聴取日時 令和2年9月29日 午後5時頃から10分程度

聴取者 弁護士 河 村 尚

被聴取者 東京拘置所 外部交通区長 ■■■ (TEL:03-■■■■)

2 聴取内容の要旨

東京拘置所の留置記録には、同拘置所に留置されている相嶋静夫は、令和2年9月25日、貧血の症状を訴え、東京拘置所に常駐する医師の診察を受けた上で、同医師及び准看護師により輸血処置が施されたことが記録されている。

以上